平成２９年

第１回 農地部会（定例会）議案

平成２９年１月１０日

前橋市農業委員会

平成２９年　第1回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２９年1月１０日　　午後３時００分
・閉会日時　　平成２９年1月１０日　　午後４時０５分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１８名）

２番　小泉　俊夫	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一	５番　信澤　綱四郎
６番　三森　和也	７番　星野　好孝	８番　江原　弘	９番　窪田　桂
１０番　星野　和幸	１１番　深町　冨士雄	１２番　浅井　雅彦	１３番　関根　由彦
１４番　石倉　忠夫	１５番　小林　秀明	１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美
１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美		

・欠席委員（1名）
１番　澁澤　聖一
・事務局出席者
事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
主任　　有本　紀子　　主任　井上　一則　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　関口　喜弘
農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（３）議案第３号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（４）議案第４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（５）議案第５号　　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について
（６）議案第６号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項
（１）第１号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第２号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第３号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第４号　　現況証明交付状況について
（５）第５号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２９年第１回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１番　澁澤　聖一委員の１名であります。従いまして在任委員１９名中１８名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第１回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１４番　石倉　忠夫委員、１８番　齊藤　尚展委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第１号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１から７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等朗読、説明）
整理番号４番から７番、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号１番から７番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号７番の販売先は。

冨澤主任　関東甲信クボタの経営している、おれん家ファームです。

会　長　そこからどこかに販売するのですか。

吉井局長　天川大島町の直売場で販売します。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から７番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から７番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　賛成多数でありますので、議案第２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。

次に議案第３号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から、５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番１番から５番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１番、４番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　現地案内図４条の1をご覧下さい。申請地は市役所宮城支所から東へ300ｍ、周囲は農地と宅地が点在する小集団農地に位置する第２種農地です。申請地は申請人が平成２２年に農地法第３条にて取得した土地で、その後ビニールハウスにて野菜生産を行っていましたが、平成２６年の大雪で倒壊してしまい再建出来ず、申請人も高齢なため太陽光発電にして有効活用したいとの事です。面接には本人を含め４名で来られました。申請人はすでに２ヶ所の太陽光発電を有し（100ｋｗ）、東電との契約、資金の面でも実行性があると認められました。周囲は１．２ｍのフェンスで囲い、パネルの角度２０°とし周囲への悪影響も最少と考え許可相当といたしました。

現地案内図４条の４をご覧下さい。申請地は伊勢崎オートレース場から北西へ約500ｍに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地区域内です。現在申請人は、妻、息子夫婦の４人で酪農経営を行っています。経営規模は、成牛５０頭、育成牛２０頭、繁殖和牛２頭を飼育しています。育成牛の一部（１０数頭）は北海道へ委託しているそうです。後継者の希望で乾乳牛舎の増築、育成舎の新築を行いたいとの事です。子牛の委託をやめ自家育成とし、和牛も現在より２頭～１０頭へ増やしたいとの事です。なお、一部に違反転用があり、農振除外申請を出すことを条件に許可相当といたしました。野積の堆肥等がみられ口頭にて指導を行いました。

議　長　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番１番から５番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から５番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第４号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から２０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由の朗読、説明）

なお整理番号１番から２０番までは農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１３番、１５番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　現地案内図５条の１３をご覧下さい。申請地は市立広瀬中学校から北西に350ｍに位置し、周囲は宅地（一部農地）に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には、本人、行政書士の２名で来られました。申請面積が2,066㎡と広大である事、太陽光発電の設置面積が631㎡である事の面

積整合性が問題視され、面接では異例の40分程時間を使い議論をしました。必要性、周囲に対する被害防除について問題は無く、調査班としては10日迄に計画図の差替えにより許可相当といたしましたが、部会での議論が必要と思います。お手元に差替え計画図がありますのでご覧ください。

現地案内図５条の１５をご覧下さい。申請地は前橋東警察署大胡分庁舎から西へ600ｍ、都市計画区域の用途地域内の第３種農地です。申請人は前橋市に本社を置き、県内、近県に54店舗を所有し、薬局の経営を行っています。面接には、会社代理人、行政書士の２名で来られました。本社では駐車場スペースが80台程ありますが、店長会議等が毎週、メーカー等の商談日には100人程の来客があり、苦慮しているとの事です。申請地は本社からの距離があるため、その点を指摘したが歩いて5～6分なので特に問題はないとのことでした。又、地目変更後の土地分譲ではないことを確認、農地法違反の罰則のある事話をして、許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号１３番、広い面積のところ太陽光の設置が少ないということですが。

１６番委員　転用面積に対して設置面積が約１/３、申請地の広さの転用が必要かとのことでした。

会　長　残りの転用した土地はどの様にするのですか。

齋藤係長　差替えの計画平面図の説明・目的が無い所は転用できませんので、太陽光発電施設の周りに管理用通路、並びに周囲に住宅が混在するため反射光がいかない様、木を植え迷惑を掛からない様にする計画です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から２０番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第４号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番から２０番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第５号・耕作放棄地に係る農地法第２条・第１項の「農地」に該当するか、否かの判断について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任　◇（判断基準、議案書・別紙資料、地目、面積等を朗読、概要説明。）

議　長　なお、本件については、調査班により現地調査を実施しておりますので、調査班長の私より報告を行います。

農地部会長　土地番号1番、一面背の高い篠に覆われ、北側は道路・所有者の山林、西側河川に面しています、判断基準に基づき農地と判定。　土地番号２番、大正用水と溜池に挟まれ、南側山林、当該地も判断できない程原野化しており再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号３番、モウソウ竹・大木等が茂って原野化しており再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号４番、東側畑、他３方は保安林、堆肥捨場として利用していた形跡、大木等はなし、雑草が繁茂しているが復元は容易にできる、農地として判定。土地番号５番、雑種地と山林に囲まれ、現地の確認も出来ない、再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号６番、道路に面しているが急な傾斜地、北側開墾した畑、西側保安林・篠、該当地篠・大木、荒廃が進んでおり再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号７番、８番、山林と保安林に囲まれた荒廃地、侵入路もなく全貌を確認出来ないほど原野化、再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号９番、農業用施設と排水路に挟まれた急傾斜地、竹・篠に覆われている、再生不可能と考えられ非農地と判定。土地番号１０番、１１番、群馬用水を挟さんだ南北の窪地の荒廃

した雑種地、機械を入れ整備も困難な状態、非農地判定。

議　長　以上で事務局の説明および調査班の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

３番委員　赤判定とは正式には。

井上主任　非農地のことを赤判定と俗に言っています。

議　長　その他意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。土地番号１番、４番を農地とし、土地番号２番、３番、土地番号５番から１１番を非農地に該当すると判断することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙　手)

議　長　全員賛成でありますので、議案第５号･耕作放棄地に係る農地法第２条･第１項の「農地」に該当するか、否かの判断については、土地番号１番、４番を農地とし、土地番号２番、３番、土地番号５番から１１番を非農地に該当すると判断することに決定いたします。

なお、非農地通知書については、直接所有者に交付し、制度の周知、さらには地目変更等の諸手続きについて説明するものといたします。

次に、議案第６号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務の説明を求めます。

蛭田主任　◇（議案書、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明および調査班の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第６号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第６号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

議　長　次に、１８ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第１号から第５号までとなっております。

第１号から第４号の報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	３件
○法第５条の届出書の受理状況	３０件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	８件
○現況証明交付状況	５件

報告事項第５号は、１２月部会において許可とした法第４条・第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

議　長　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後４時５分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年１月１０日

議　長

署名人

署名人